

1. ポイント

半島部や中山間地域が孤立した場合の防護措置を具体化

- ・自然災害等により住民が孤立した場合は、ヘリポート適地や漁港を活用し、空路や海路により一時移転等を実施。
- ・避難体制が整うまでは、放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施。

PAZ内約1,000人について複数の避難経路、県内外の避難先を確保

- ・福井県内2市(敦賀市、越前市)、県内避難ができない場合に備えて、兵庫県2市(川西市・姫路市)に避難先を確保。
- ・無理に避難すると健康リスクが高まる要支援者のために放射線防護施設(3施設)をPAZ内に整備。
- ・避難に必要となるバスや福祉車両の輸送能力を確保。

UPZ内約15.8万人について複数の避難経路、府県内外の避難先を確保

- ・府県内に14市町、府県内避難ができない場合に備えて、府県外37市町に避難先を確保。
- ・一時移転に必要となるバス等の輸送能力を確保。

2. 経過

作業部会(大飯地域分科会)を14回開催し、関係者間で議論。

- 10月25日の「福井エリア地域原子力防災協議会」においてとりまとめ。

3. 地域原子力防災協議会での確認

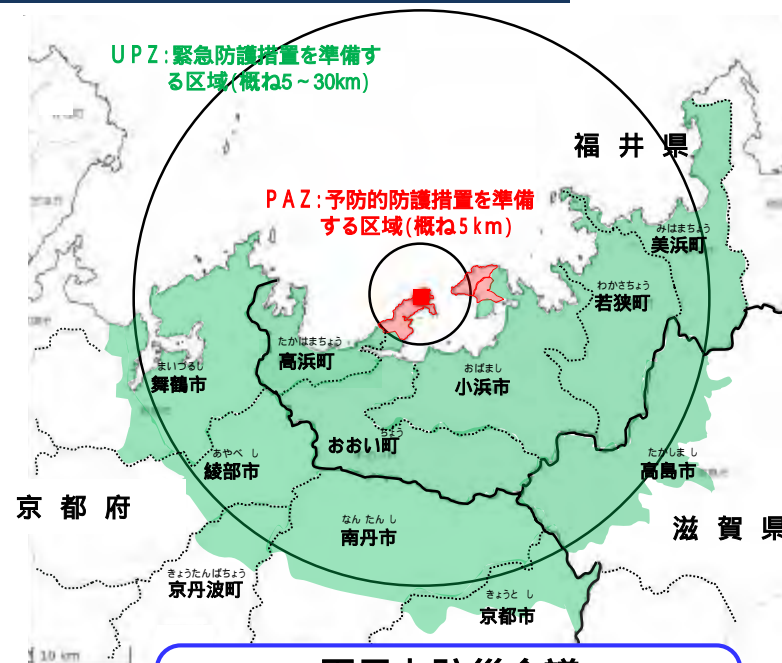
- 各関係者が内容について確認の上、以下を表明。

福井県、京都府、滋賀県

- ・関係自治体等と連携して避難対策の更なる充実化を継続
- 国
- ・福井エリア地域原子力防災協議会を通じて支援を継続
- 関西電力
- ・バス、福祉車両の確保等、事業者として実施すべきことを確実に対応
- 実動組織4省庁(警察、消防、海保、自衛隊)
- ・不測の事態には、関係自治体等からの要請・ニーズにより、必要な支援を実施

その上で、以下のとおり確認

- ・原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であること
- ・原子力災害が発生した場合には関係自治体、関係府省庁等が協力して対応すること



原子力防災会議

- ・議長: 内閣総理大臣
- ・構成員: 全ての国務大臣、原子力規制委員長、内閣危機管理監等
- ・原子力災害対策指針に基づく施策の実施の推進等、原子力防災に関する平時からの総合調整

地域原子力防災協議会

(原子力発電所の所在する地域ごとに設置)

- ・基本構成員: 各府省庁指定職級、副知事(必要に応じ、関係市町村や電力事業者も参加)
- ・緊急時対応の確認等の重要事項を協議

地域原子力防災協議会作業部会

(作業部会の下に4つの地域毎に分科会も設置)

- ・基本構成員: 関係府省庁、自治体の担当者
- ・個々の論点について、担当者間で検討
- ・地域原子力防災協議会を補佐

(参考) 大飯地域における広域避難先

大飯地域における原子力災害対策重点区域

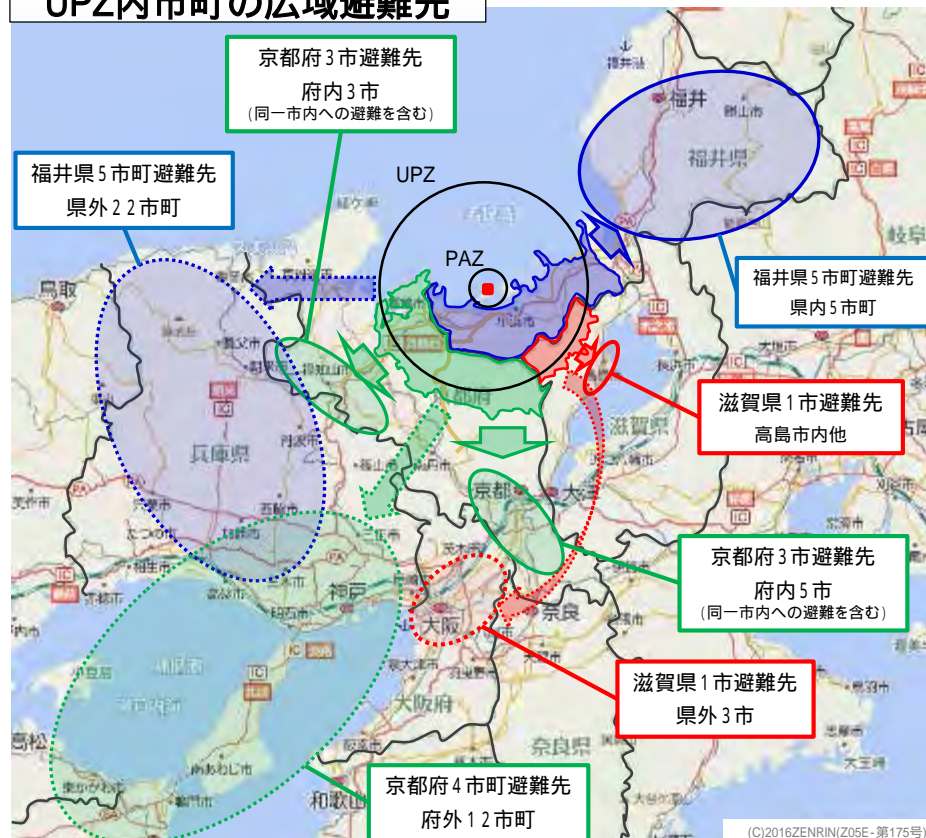
関係県	PAZ内	UPZ内	合計
	(概ね5 km)	(概ね5 ~ 30km)	
福井県	1,003 人	72,864 人	73,867 人
京都府	-	84,885 人	84,885 人
滋賀県	-	537 人	537 人
合計	1,003 人	158,286 人	159,289 人

PAZ内市町の広域避難先

PAZ内人口	
おい町 大島地区	736 人
小浜市内 内外海地区 (泊、堅海)	267 人
合計	1,003 人



UPZ内市町の広域避難先



自然災害等により避難先に避難できない場合は、府県が調整の上、代替避難先を確保